

令和2年5月25日

郡市医師会 担当理事 殿

公益社団法人 神奈川県医師会  
理事 渡邊 知雄

**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年5月18日付(年税第9号)をもって、別添のとおり日本医師会常任理事より通知がまいりましたのでご連絡いたします。

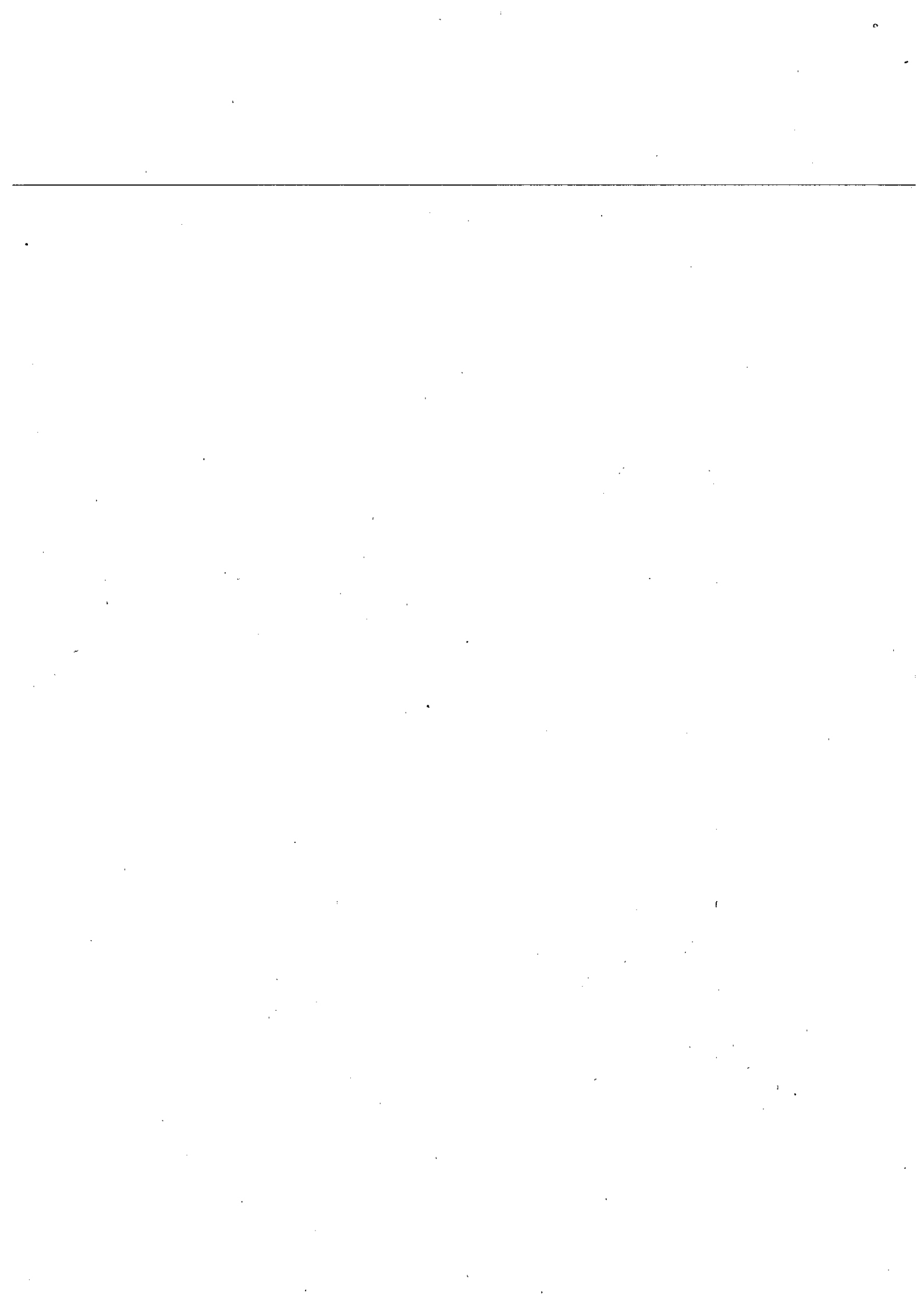
つきましては、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先 総務課 河原

電話 045-241-7000

FAX 045-241-1464

E-MAIL y-kawahara@kanagawa.med.or.jp



年税第9号

令和2年5月18日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会  
常任理事 小玉 弘之  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における  
税制上の措置等について (情報提供)

この度、厚生労働省医政局総務課より、去る4月7日に政府が公表し同月30日に関係法案が成立した新型コロナウイルス感染症経済対策における税制上の措置について、別添の通り周知協力依頼がありましたので、事務連絡文書並びに資料を送付いたします。

医療機関が利用可能な主な税制措置は以下の通りです。

(1) 国税・地方税について無担保・延滞税なしで納税等を猶予(資料2、資料3参照)

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日以後の一定の期間(1月以上の任意の期間)において収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)し、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮したとき等に一時に納税することが困難と認められる場合、印紙納付分等を除く全ての税目について、無担保かつ延滞税なしで1年間徴収猶予となります。

上記特例は、令和2年1月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税に適用されます。

令和2年3月24日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の納税猶予制度について(周知依頼)」(年税79)でご案内した国税の納税猶予制度は、上記特例とは異なる別個の措置であり、決まった収入減少要件はありませんので、ご注意ください。

なお、法人について医療法人等の非営利法人も対象となります。

社会保険料の納付についても同様に取り扱われます(資料4参照)。

(2) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置(資料5参照)

中小事業者等(注)が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、令和3年度分に限り、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和2

年2月から同年10月までの任意の3月間におけるその中小事業者等の売上高が、前年同期間の売上高と比べ30%以上50%未満減少している場合、課税標準を価格に2分の1を乗じて得た額とし、前年同期間の売上高と比べ50%以上減少している場合、課税標準を価格にゼロを乗じた額とします。

この措置による地方自治体の減収額については、全額国費で補填されます。

なお、法人について医療法人等の非営利法人も対象となります。

(注) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置における中小事業者等とは

- ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長(資料6参照)

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に中小事業者等(注)の認定先端設備等導入計画に位置付けられた、一定の事業の用に供する家屋及び構築物を加えます。

また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長します。

事業の用に供する家屋については、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等と一体となって導入されるものに限ります。構築物については、旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもので、販売開始が14年以内、一台又は一基の取得価額が120万円以上のものとします。

今回の拡充・延長による地方自治体の減収額については、全額国費で補填されます。

なお、法人について医療法人等の非営利法人は対象外です。個人については常時使用する従業員数100人以下の医療機関は対象となります。

(4) 欠損金の繰戻しによる還付の特例(法人税) (資料7参照)

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人にしか適用できない「青色欠損金の繰戻し還付制度」について、資本金の額又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人まで適用が可能となります。

(5) 中小企業経営強化税制の対象にテレワークに係る投資を追加(法人税) (資料8参照)

中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備の対象に、遠隔操作、可視化又は自動制御化に係る要件を満たすことにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載さ

れた機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアを追加します。

(6) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例(資料9 参照)

(7) 特別貸付に係る契約書の印紙税非課税(資料10 参照)

(8) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長(資料11 参照)

つきましては、貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

(別添資料)

- 資料1 ① 緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について (厚生労働省医政局総務課)
- 資料1 ② 緊急経済対策における厚生年金社会保険料等の猶予制度に関する周知について (厚生労働省医政局総務課)
- 資料2 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ、納税を猶予する「特例制度」、無担保・延滞税なし (財務省)
- 資料3 徴収の猶予制度の特例 (総務省)
- 資料4 ① 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について (日本年金機構)
- 資料4 ② 労働保険料等の納付猶予の特例について (厚生労働省)
- 資料5 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置 (総務省)
- 資料6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 (総務省)
- 資料7 欠損金の繰戻しによる還付の特例 (財務省)
- 資料8 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(中小企業経営強化税制の拡充) (財務省)
- 資料9 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例 (財務省)
- 資料10 特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税 (財務省)
- 資料11 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 (総務省)
- 参考資料 医療・介護からみた設備投資減税の概要(イメージ) (日本医師会)

令和 2 年 5 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

## 緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

令和 2 年 4 月 30 日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和 2 年法律第 25 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 26 号）が成立、同日施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（別紙参照）を講ずることとなりました。なお、当該法律により措置された内容を周知するため、国税庁、総務省の各ホームページに関連ページを設け、「納税の猶予制度の特例」に関する資料を更新し、各特例に関する申請書や手続関係を掲載しております。

つきましては、以下の URL 等を、貴会及び都道府県医師会等のホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などにより広く周知広報いただくようお願いいたします。

## ●国税に関する措置

(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ &gt; 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

&gt; 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

## ●地方税に関する措置。

(総務省ホームページ)

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

トップページ &gt; 新型コロナウイルス感染症対策関連 &gt; 地方行財政

&gt; 地方税制

(別紙) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等の一覧

(国税関係)

- ・ 納税の猶予制度の特例
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・ 消費税の課税選択の変更に係る特例
- ・ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

(地方税関係)

- ・ 徴収の猶予制度の特例
- ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- ・ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- ・ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- ・ イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

令和2年5月8日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

緊急経済対策における厚生年金保険料等の猶予制度に関する周知について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な場合に納付を猶予する制度を講ずることとなりました。当該措置内容を周知するため、厚生労働省のホームページに関連ページを設け、各特例に関する申請書や手続関係を掲載しております。

つきましては、以下のURL等を、貴会及び都道府県医師会等のホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などにより広く周知広報いただくようお願いいたします。

●社会保険料に関する措置

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

トップページ > 社会保険料の納付等について



新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞税なし

## 納税を猶予する「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。

○ 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に  
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる国税

① 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する  
所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）  
が対象になります。

② 上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けて  
いるものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### 申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の  
期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。（※）
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、  
提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※ 本特例に関する申請書や手続関係、猶予制度に関する問い合わせ先は  
以下の国税庁ホームページをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



### Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

### Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

### Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

### Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

### Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- ・白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

### Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・例えば未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。(既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。)

### Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
  - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
  - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

### Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります(通常、年1.6%の延滞税がかかります)。

### Q 猶予期間終了後は一括して納付しなければいけないのでしょうか。

- ・特例の適用期間が終了した後に、一般の猶予制度により分割納付をすることもできます。

\* 地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられます。  
地方税については総務省のホームページを、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象(証紙徴収による地方税は除く)。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合(注))	特 例
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</li> <li>○ 原則として、担保の提供が必要。</li> <li>○ 延滞金は軽減(年1.6%)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。</li> <li>※ 前年同期比概ね20%以上の減</li> <li>※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</li> <li>○ 担保は不要。</li> <li>○ 延滞金は免除。</li> </ul>

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

## 猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にとっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金**もかかりません。

## 対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。）
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

## 対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
  - 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できます。
- ※ 令和2年2月1日から令和2年4月30日（特例施行日）までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等（令和2年1月分から3月分）は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。

## 申請方法

- 「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。（郵送で申請いただけます。）
  - ※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
  - ※ 預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいても差し支えありません。
  - ※ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。
- 指定期限までの申請が必要です。
  - ※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

※ 申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ 労働保険料等の納付猶予の特例について

## 猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

## 猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること**
  - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、**一時に納付を行うことが困難であること（※2）**
  - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

## 猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

## 申請方法

- **納期限までに申請してください（※3）。**
  - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- **所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※4）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。）**
  - ※4・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
  - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ 申請にあたっては、管轄の都道府県労働局へご相談ください。

## 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

### 対応

- 以下の要件を満たす中小事業者等(※1)（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

(※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

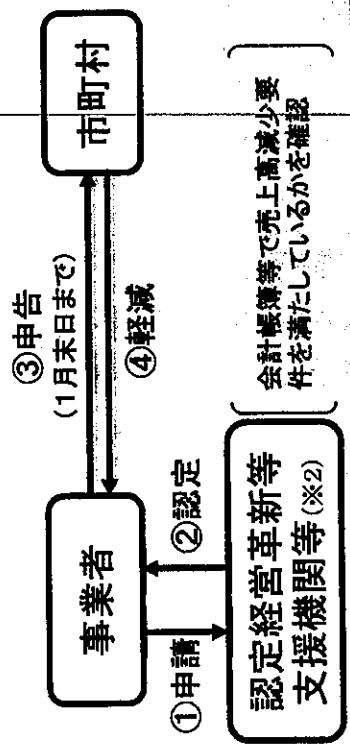
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。

- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。

- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

### ＜軽減措置の流れ(イメージ)＞



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を有する支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など)

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

現行制度

- 以下の設備投資が対象。
  - ・ 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物
- ※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。
- ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。
- 生産性革命・集中投資期間(平成30年度～令和2年度)に限定。

対応

- 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。
  - ・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円  
以上の先端設備等とともに導入されたもの。
  - ・ 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%  
以上向上する一定のもの。
- ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。
- 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合。

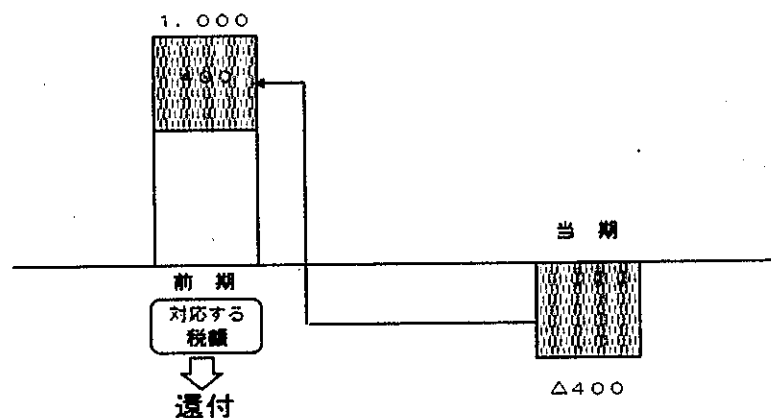
# 欠損金の繰戻しによる還付の特例

## 資本金1億円超 10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けられるようになりました

- ▶ 資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金1億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けられることが可能となりました。
- ▶ 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます(この場合の令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は、令和2年7月31日となります。)
- ▶ ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

## 前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けられます

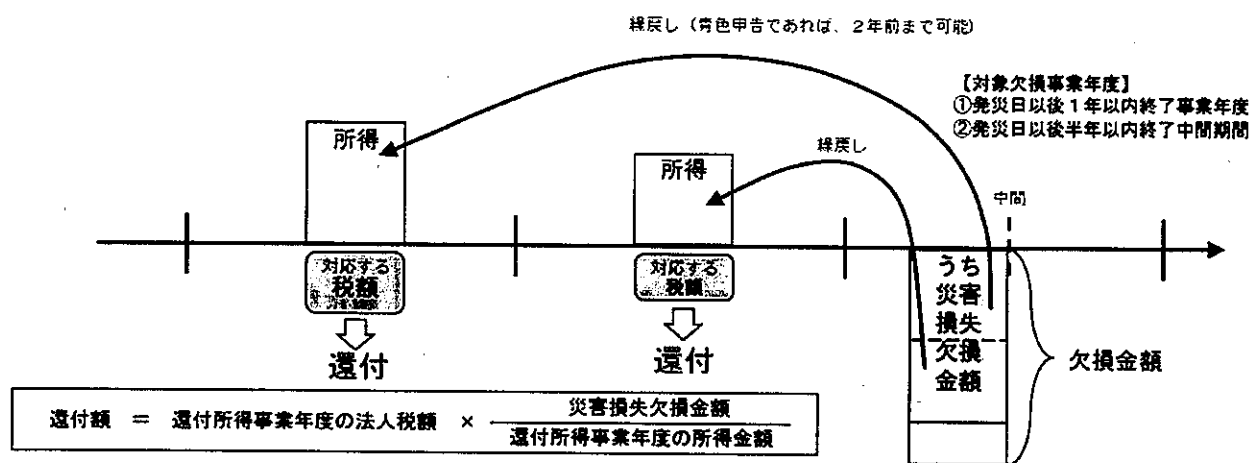
- ▶ 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日前1年以内を開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。





## 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります

- 災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年(青色申告書を提出する法人である場合には、前2年)以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



- 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当することとなります。
- ・飲食業者等の食材の廃棄損
  - ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
  - ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
  - ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
  - ・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

# テレワーク等のための中小企業の 設備投資税制

(中小企業経営強化税制の拡充)

## 中小企業のテレワーク等のための設備投資を支援します

- ▶ 中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができるようになりました。
- ▶ 具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができます。

テレワーク等のための  
設備投資に係る新たな類型  
が追加されます

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上 の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置</li> <li>◆測定工具及び検査工具</li> <li>◆器具備品</li> <li>◆建物附属設備</li> <li>◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置</li> <li>◆工具</li> <li>◆器具備品</li> <li>◆建物附属設備</li> <li>◆ソフトウェア</li> </ul>

新たな類型(デジタル化設備)

遠隔操作、可視化、自動制御化  
のいずれかを可能にする設備

- ◆機械装置
- ◆工具
- ◆器具備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

- ▶ 対象となる資産、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

(中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



- ▶ 税制の詳細内容は、国税庁ウェブサイトをご覧ください。

(国税庁:No.5434 中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除))

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する

## 消費税の課税選択の変更に係る特例

税務署に申請し、承認を受けることにより、

課税期間開始後であっても、

消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます

- 消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能です。

### 要件

- ① 特例に係る法律の施行日（令和2年4月30日）以後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。

- ◆ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月
- ◆ 個人：課税期間の翌年の3月末

（注2）国税通則法11条の規定による期限延長を受けている場合には、その延長された期限が承認申請期限となりますので、最寄りの税務署にご相談ください。

本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、  
課税事業者を2年間継続する必要はありません

- 本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。

（注）免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

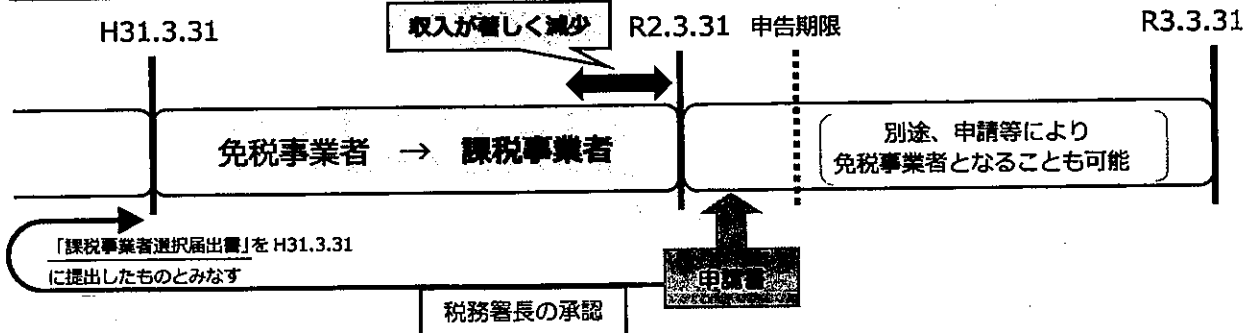
※ 本特例に関する申請書や手続関係は以下の国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



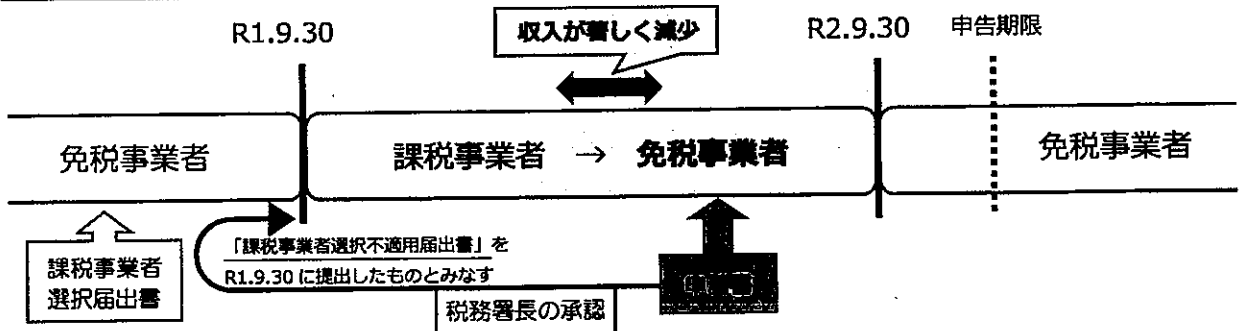
### 免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



### 課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

### 簡易課税制度の適用に関する特例について

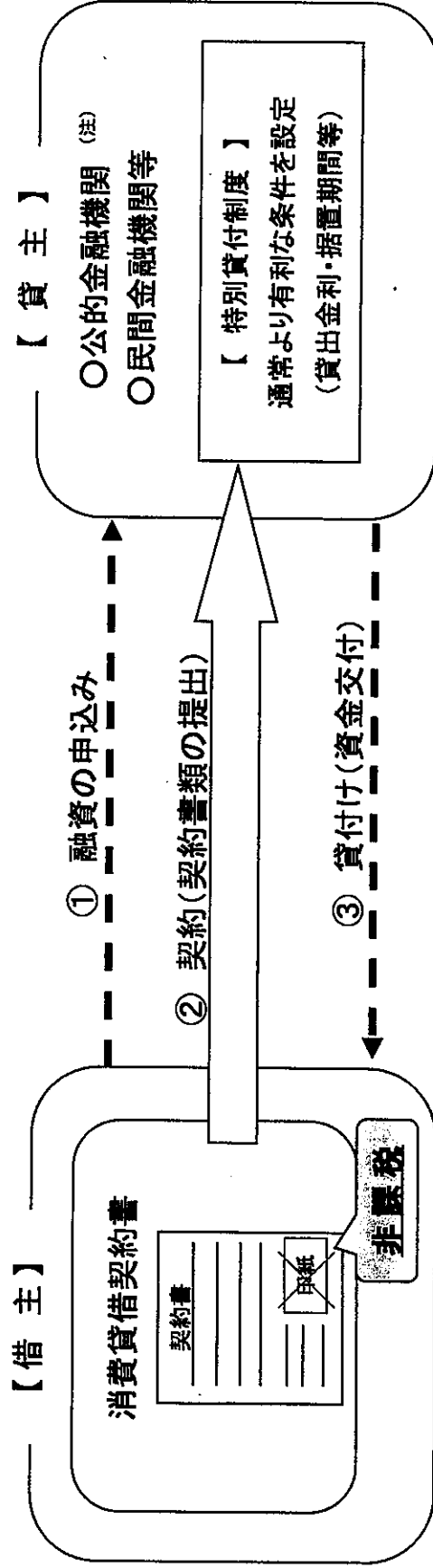
- ▶ 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法 37 条の2）。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。

特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

○ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。

(注) 既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し、還付を行う。

【制度のイメージ】



(注) 「公的金融機関」とは、例日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫など  
 「民間金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合など  
 その他「等」とは、地方公共団体など

## 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

## 現行制度

## 対象

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)

## 措置内容

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※ 免税点は50万円(中古車については、全体の約9割が非課税)。

この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。

## 対応

- 自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。



